

2025年6月20日

各位

会社名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 代表執行役社長 荻野 明彦
(コード番号 8601 東証プライム・名証プレミア)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、取締役会の委任に基づき、本日開催の執行役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式処分の概要

	株式報酬Ⅰ	株式報酬Ⅱ	株式報酬Ⅲ
(1) 処分株式の種類及び数	当社普通株式 1,174,100株	当社普通株式 635,100株	当社普通株式 310,200株
(2) 処分株式の処分価額	1株につき 970円		
(3) 処分総額	1,138,877,000円	616,047,000円	300,894,000円
(4) 割当予定先			
当社の取締役・執行役	18名 161,200株	10名 188,000株	10名 69,900株
当社の執行役員等	10名 87,000株	7名 42,700株	7名 24,500株
当社子会社の取締役	76名 473,900株	63名 240,400株	58名 102,800株
当社子会社の執行役員等	83名 452,000株	72名 164,000株	72名 113,000株
(5) 処分期日	2025年7月15日		
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。		

2. 自己株式処分の目的及び理由

当社は、2018年、報酬委員会において、当社及び当社子会社の取締役・執行役・執行役員等（以下、「対象役員等」）を対象として、中長期の業績向上へのインセンティブをより高めるとともに、対象役員等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決定し、2024年、報酬委員会において、業績連動型報酬の追加等、同制度の一部変更を決定しております（以下、当該変更後の同制度を「本制度」といいます。）。

なお、本自己株式処分に係る処分株式の数は普通株式2,119,400株であり、2025年5月31日現在の発行済株式総数1,569,378,772株（普通株式。自己株式を含む）に対して0.14%となります。当社としては、本制度の上記目的に鑑み、本自己株式処分による希薄化規模は合理的なものであると判断しております。

本制度の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度は、「株式報酬Ⅰ」、「株式報酬Ⅱ」及び「株式報酬Ⅲ」で構成されます。

「株式報酬Ⅰ」は、基本報酬の一定割合に相当する価値の譲渡制限付株式を支給するものであり、長期的な業績向上へのインセンティブとして有効に機能するため、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない期間（以下、「譲渡制限期間」）を譲渡制限株式の交付日から対象役員等が当社、当社子会社及び当社関連会社の役員等のいずれの地位も喪失するまでとしております。

「株式報酬Ⅱ」は、業績連動型報酬の一定割合に相当する価値の譲渡制限付株式を支給するものです。譲渡制限期間は交付日から3年としており、長期的な業績向上へのインセンティブとなることに加え、実質的な報酬の繰延として機能します。

「株式報酬Ⅲ」は、業績に応じて金銭で支給する業績連動型報酬に一定の上限を設け、これを上回る場合は報酬の一部を金銭から譲渡制限付株式に置き換えて支給するものです。譲渡制限期間は交付日から3年としており、業績連動型報酬が一定の上限を上回る場合には実質的な報酬の繰延として機能します。

本制度における譲渡制限付株式は、対象役員等が、付与された金銭報酬債権の全部を当社に現物出資財産として払い込む方法により支給します。当社の取締役及び執行役への金銭報酬債権の支給は、当社の報酬委員会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」）を締結するものとします。

<本割当契約の概要（「株式報酬Ⅰ」について）>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員等は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

2025年7月15日（処分期日）から対象役員等が当社、当社子会社及び当社関連会社の役員等の地位を喪失する日まで。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員等のうち、（i）当社の取締役・執行役及び当社子会社の取締役については、それぞれの任期に応じて、当社又は当社子会社の2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間、また、（ii）当社及び当社子会社の執行役員等については、2025年4月1日から2026年3月31日までの間、継続して、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役又は執行役員等の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、割当てた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式①」）の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員等が譲渡制限期間において、自己都合により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役又は執行役員等のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、本割当契約に定める計算で按分した数の割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式①を当然に無償で取得する。

（4）マルス・クローバック

当社は、譲渡制限期間中、及び、譲渡制限期間が経過した日から同日より起算して3年以内に終了する最終の事業年度の末日までの間に、対象役員等の在任又は在職期間中の行為に関し、重大な善管注意義務違反を犯した場合、不正又は不当な行為により当社グループの信用又はレピュテーションを著しく毀損した場合、法令又は当社グループの内部規程等に重要な点で違反した場合、重大な誤謬により当社グループの財務諸表の重大な修正が発生した場合等において、本割当株式①のマルス（譲渡制限期間中の無償取得）・クローバック（譲渡制限解除後の無償譲渡（本割当株式①を保有していない場合には当該本割当株式①に相当する金銭の返還））を行う。

（5）株式の管理

本割当株式①は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（6）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締

役会又は執行役会)で承認された場合には、執行役会の決議により、本割当株式①につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

＜本割当契約の概要（「株式報酬Ⅱ」及び「株式報酬Ⅲ」について）＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員等は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2025年7月15日（払込期日）から2028年3月期に係る当社の定時株主総会の開催日の前営業日前日まで。

(2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了時において、割当てた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式②」）の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員等が譲渡制限期間において、自己都合により当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役又は執行役員等のいずれの地位も喪失した場合、当社が本割当株式②の一部又は全部について本譲渡制限を解除することが相当と認めるとき、当社が決定した数の本割当株式②につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

対象役員等が譲渡制限期間中に自己都合により退任することにより前項の地位を喪失した場合、当社は、前項に基づき当社が決定した数の本割当株式②につき譲渡制限が解除された直後の時点をもって、当該役員等が保有する本株式（当該時点において譲渡制限が解除されていないものに限る。）の全部を当然に無償で取得する。

(4) マルス・クローバック

当社は、譲渡制限期間中、及び、譲渡制限期間が経過した日から同日より起算して3年以内に終了する最終の事業年度の末日までの間に、対象役員等の在任又は在職期間中の行為に関し、重大な善管注意義務違反を犯した場合、不正又は不当な行為により当社グループの信用又はレピュテーションを著しく毀損した場合、法令又は当社グループの内部規程等に重要な点で違反した場合、重大な誤謬により当社グループの財務諸表の重大な修正が発生した場合等において、本割当株式②のマルス（譲渡制限期間中の無償取得）・クローバック（譲渡制限解除後の無償譲渡（本割当株式②を保有していない場合には当該本割当株式②に相当する金銭の返還））を行う。

(5) 株式の管理

本割当株式②は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員等が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会又は執行役会）で承認された場合には、執行役会の決議により、本割当株式②につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月19日（執行役会決議日の前営業日）までの30営業日間の東京証券取引所における当社の普通株式の終値の平均値である970円としております。これは、執行役会決議日に近接した時期の市場株価の平均値であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員等にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上